

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本委員会の審査に当たって、冒頭理事者より説明があり、第三小学校における給食センターの工事が完了することに伴い第三小の給食センターを第一として、第四小の給食センターを第二給食センターとして新たに発足するものであるとの説明後、質疑が行われました。

委員中より、職員の態勢はどうか。年齢的に能率問題等についての質疑があり、これに対して、職員は現状のままでいい。また、第一給食センターと第二給食センターの職員数は、第一給食センターは十三名で、第二給食センターは十名で実施してある。第一給食センターは、二小、三小、五小、七小の約三千二百食分である。それから、第二給食センターは、一小、四小、六小の二千二百食分で職員十名であるということ、で現行行う。また、年齢は女性が平均四十四歳、男性は平均三十四歳となっており、今後、能率の問題も考慮しながら人員の配置をして

いさな等々の説明がなされた結果、本委員につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単であります。審査の概要報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本委員会は委員会審査報告どおり可決され

たい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、委員
会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第十号福生市青少年問題協議
会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願います。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第十号福生市青少年問題協
議会条例の一部を改正する条例につきまして、当委員会の審査の概
要の報告をいたします。

なお、お手元に配付されております審査報告書の朗読は省略させてい
ただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より、改正の理由は新たに立川市の少年
相談センターの所長に青少年協の委員になつていただくため、現況定数二十六
名を二十七名とするともに条文の改正理由をしようとするものであるとの説明
後、委員より、今回の「会長事故」といふのを「会長に事故
があるときは」ということで、「に」と「が」を加えた根拠は何かとの質疑に
対し、国の法制局から条文のつくり方が都を通じて指導されてくるが、
なるべく口語体で規定するように指導されておられ他意はないわけであると
の説明があり、また、委員より、他市町村においても青少年対策に頭を
痛めているが、当市における横の連絡方法はどう扱っているのかとの質疑に
対し、教育委員会としても警察署の少年係、青少年協の地区委員並
びに児童委員等と連携を取つてやっております。各学校とも定期的に教頭
会や校長会等で絶えず連絡を取り合つておられるとの説明がありました。
また、教育長より、あたひの第二中学校の生徒の二人の事件についての
経過報告がなされたのであります。

本案につきましくお諮りいたしましたところ、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告により決定くださいますようお願ひ申し上げ、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第十一号福生市営住宅等管理基金条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第十一号福生市営住宅等管理基金条例につきまして、委員会の審査の概要を報告いたします。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照
審査の主な内容を申し上げ、補足説明といたしますが、まず本案につ

いて、理事者より、今般新しく建てかえた市営住宅については、当面維持管理費がからないことから、今後の維持管理用として留保していくのに基金を設定するものであるとして、以後、条文の説明がなされたのであります。

その中で特に本議案の提案された本会議において、周知のとおり、貫井議員先生の質疑で問題になりました委任の条項について特に詳細な説明が加えられ、最後に委任条項中の「市長が別に定める」という点については他基金条例の関係もあり、今後統一をしようとする等である等の説明がなされたのであります。

そして次に、委員中より、第一に基金条例はあくまでも建てかえた住宅に對するものか。第二の質疑に、木造住宅居住者から建てかえ住宅の使用料を木造住宅の修理工費に充当されたいという話が出た場合の対処方について。第三の質疑に、建てかえた住宅と木造住宅の管理運営の区分は委任条項により明確に定めていくのか等の質疑に對し、第一と第二の説明は、基金は建てかえ住宅に関するものであり、予算編成の上で明

確に区分しており、木造住宅には充当しない。この点については木造住宅の居住者には多賃値上げの際の説明会でもはっきりと申し上げて確認している事項である。第三の質疑の説明は、管理運営の区分について委任条項を受けて訓令とか要綱等で定めていく必要があり、内部的にも協議しているところであるとの発言がなされた。

また、委員より要望として、七条の委任の表現方法については早急に検討して統一されたいとの発言がありました後、本案採決いたしました結果、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第六議案第十二号福生市営テニスフット設置及び管理条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第十二号福生市営テニスフット設置及び管理条例につきまして、当委員会に審査の概要を報告いたします。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査の主な内容を申し上げ、補足説明いたします。

本案は、理事者より、新たに福東地区に七面のテニスフットが新設されることにより、既設のテニスフット場を含めて本条例を制定しようとするものであるとの各条文ごとに説明がなされたのであります。

次に、各委員より本件条例については活発なる質疑がなされました。その主たる説明を申し上げる次第であります。

第一点の質疑は、全天候型一時間につき四百円、クレーフット二百円と定められた根拠については他市町村でもどうかということですが、本件については他市町村でも七面というフットはないようである。運営に要する経費の二分の一程度は使用料で賄いたいということで料金を定める。公園

の施設ということで武蔵野台や南公園のコートは無料でしたが、今回、福
東地区にできたので公園を切り離して福生野球場と同様の形で料金を
徴収しようとするものである。

第二点の質疑と説明でございます。第二点の質疑で、使用時間については市内の方と市外の方については運用の面で原則的に二時間単位でお貸しをするが、あてるときは、場合によっては延長して使用させることを考へている。市内の方、市外の方の判断は、貸すときに受付で確認する以外になんとも思ひう。また、できるだけ現地でも受付ができるようにしたいと思ひう。

第三点の質疑であります。利用時間については、早朝は近所にも迷惑がかかるので、午前九時より日没までとしたいと思う。

第四の点の質疑で、五条の三号「管理上支障があるとき」について。五条の三号「管理上支障があるとき」というのは一号、二号も含まれてゐるのではないかと云ふことだが、一号、二号は、おそれのあることが事前にあつた場合は許可をしないといふことで、三号は、クレーフォートはともかく、全天候型のフォートは微妙なフォートで傷もつきやすし、たばこの火等で焦げることもある。

るので、そうした危険性がある場合と三号を適用した、と思う。

次に五、六目の竹貫疑であります。第十一卷のたゞし書きについて。また

第七條の
に益上必要と認めるときについて。
第十一條のただし書目まで

よる減免は、市長が過失を認め、減免すること。第七條の公益上必要と認めるときは減免すること。今後規則にも入れて、

テニスクラブの大会や連盟の大会等、公式競技を対象に考へてゐる。
テニス教室とか各地域で主体性を持った場合等、その状況に応じて検討していかたい。

第六点の質疑であります。附則の備考二の入場料の類について、野

球場や体育館等においても法令上の規定としてゐるが、税法上の関係で入場料や整理券等があるので、こゝより規定したわけである。

第七点目の質疑で、管理人については高幹者事業団に委嘱し、武蔵野台と福東のコートには一名ずつ配置したいと思つてゐる等の説明があり、その他要望、意見も出された後に、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

ります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会審査報告のとおり御決定くだりますようお願い申し上げまして、本会長の審査の補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長長の審査報告は終りました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君） 今際、動議を提出いたします。

たゞい議議題としております議案第十二号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

たゞい仲村清信君から、本会長の委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よつて議案第十二号は、

委員会審査報告とおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第七議案第十六号昭和五十五年度福生市

一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。

本会については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。まず、総務委員長田村市郎君。

（総務委員長 田村市郎君登壇）

○総務委員長（田村市郎君） 議案第十六号昭和五十五年度福生市

一般会計補正予算（第七号）歳入及び歳出予算のうら、当総務委員会所管各人の審査の概要を報告いたします。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査の主な内容を申し上げ、補足説明といたします。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たりましては、歳入と地方債を審査し、歳出は教育費を除く歳出と、最後に教育費の審査を進めました。

以下、審査における主な質疑等を申し上げます。

まず歳入と地方債において、委員から、病院を待合室がわりにしている老人もいる。また、病院の中には医療費の有料者、無料者を問わず、大量の薬を与えているが、医療行政面における市の行政指導の考え方はどうか。大企業とは逆に中小企業の法人税が落ち込んでいる。市は西口再開発に意欲を示しているが、この完成までの間、中小企業者に對する具体的施策を考えているのか。市町村振興交付金の今後の見込み額について等の質疑に對して、医療行政はむづかしい問題であり、一般住民を対象とした医療行政となると、医者にからぬことが大前提となる。市としては健康センターを通して指導とか、特に老人に對して、高齢者事業団や老人クラブに加入して、生きがいを持って活動し健康を保つて医者にからぬようすべきであり、今後の各組織を通

じて指導していくしか方法がない。

中小企業に對する施策は税収面から

考えるとむづかしい問題であり、企業に力任せにするよりないが、さらに商工会とタイアップして考えていきたい。市町村振興交付金は、さらに努力をして三千万円ないし四千万円程度もらいたいと考えている等の答があり、さらに要望として、法人税の落ち込みは、市内業者の売り上げが関係すると思うが、お客を誘引するよりな対策を商工会だけでできないこともあるので、市も力を入れていただきたいとの発言がありました。

次に、教育費を除く歳出では、退職手当特別負担金は何名分を見込んでいるのかとの質疑に對して、今後三年間を予測して計上している。今年度四人該当者がいるが、退職するかどうかは別である。年次計画で積み立てていくとの答がありました。

続いて教育費では、中学校関係のみ上下水道料が減額されている理由は何か。第二中学校増築工事の常駐管理委託料は、当初四十万円の六ヵ月分を計上して、精算でその二分の一を支払ったというが、これで充分な管理ができたのか等の質疑があり、これに對して、小学校

関係はことしの冷夏が影響してプール指導が少なかったことによる減額であるが、中学校関係は補正の必要がなかったためである。常駐管理委託料は一中と二中が増築工事を行い、一中が七百九十平方メートル、二中が二百八十平方メートルであり、一中が四十万円の六ヶ月で完了していることから、増築面積を考えた減額であり、管理は十分に行われている等の答弁の後、本案を採決いたしました結果、全員一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会決定どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査の概要報告いたします。

○議長（小林菊三君）

次に建設委員長小堺仁七君。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君）

御指名でございますので、議案第十六号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第七号）のうち、建設委員会の所管分につきまして審査の概要を報告させていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略を

させていただきます。質疑の主な内容について御報告を申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

当委員会に付託された部会は、経済課関係の統計調査費、商工費、農林水産業費及び建設部関係の労働費、土木費についてですが、冒頭、理事者の説明があり、質疑に入ったわけであります。

委員から、道路河川橋りょう費の公課費、また、仮称福生武蔵野地区公園新設工事の設計委託料、都市計画図配布委託料及び仮称熊平緑地買収費においてそれぞれ減額している理由について質問があり、これに対し、道路河川橋りょう費の公課費で七万二千円の減額をしたのはロードローラーの重量税を見込んだが、税がかからないものであったため減額したもので、今後、おようこのことについて留意するとの答弁がありました。

また、公園整備費の仮称福生武蔵野地区公園新設工事の設計委託料で五十五万五千円を減額しているが、これは八小用地と関連して、東福生公園と振りがえによって減額したものである。

また、部市計画図の配布委託料は、本年度においては用途地域の見直しがあった関係で、部の部市計画地方審議会にあり、その審議会が通った後に印刷して配布することとなり、本年度は配布が無理となったために減額し、五十六年度に計上しているとのことであります。

仮称熊牛緑地の買収費の減額については、実測を行った結果、面積がやや減ったことと単価が安くつたことによるもので、また、起債のうち減額となっているが、補助対象分の残り七五％を当初見込んでいたが、百七十九・二七平方メートル分が補助対象でなかったために減となったわけでありす。

このような説明がなされ、本委員についてお諮りいたしましたところ、全員の異議なく原案どおり可決した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会の報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

議長（小林菊三君） 次に厚生委員長 関 米吉君。

（厚生委員長 関 米吉君 登壇）

○厚生委員長（関 米吉君）

議事第十六号昭和五十五年福祉市一般入会計補正予算（第七号）歳出予算のうち厚生委員会所管分に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する審査結果については、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容の大略を御報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照。

御案内のとおり、当委員会に付託された所管分は、総務費の一部と民生費及び衛生費関係であります。これらの補正についておれやれ担当部長より、今回の補正の主たるものは、五十五年度年度末を迎え、各目即の歳出額を調整するためのもので、一部を除き大部分は減額補正であるとの説明を受け、質疑に入りました。

質疑においては、民生費関係において、一、民間保育所の給食費の減額は、定員が守られ運営された上での減額であるか。二、生活保護費関係の法外援助扶助費事業のうち、生活保護世帯児童を対象とする